

墨田区客引き行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

現行条例上、「執ような客引き行為」等を規制対象とし、一定の効果を発揮している。一方で、現行条例施行後1年半を経過した現在、一部地域において、執ような行為に至らない客引き行為及び客待ち行為並びにいわゆるスカウトと称される風俗店等の勧誘及び勧誘待ち行為をする者が多数滞留している。そのため、地域住民、来街者等の通行の妨げとなるほか、体感治安にも悪影響を及ぼしている状況がうかがえることから、本条例の目的である「区民生活の平穏を保持し、安全で安心な生活環境を確保する」ため、地域及び業種を限定しつつ、新たな規制等を追加する必要がある。

2 改正概要

(1) 定義の明確化（第2条）

禁止行為の新設に伴い、定義を明確化する。

ア 公共の場所（第1号）

現行の「公共の場所」の定義に「駅その他の不特定多数の者が通行し、又は利用する場所」との文言を追記する。

イ 客引き行為（第2号）

現行の「客引き行為」の名称を「執ような客引き行為」と改め、新たな禁止行為として、「客引き行為」を「人に呼び掛け、又はちらし、ビラその他の物品を配布し、若しくは提示する方法により客となるように人を誘う行為をいう。」と定義する。

ウ 執ような客引き行為（第3号）

イの「客引き行為」と区別するため、現行の「客引き行為」の定義に「客引き行為のうち、」との文言を追記し、名称を「執ような客引き行為」と改める。

エ 客待ち行為（第4号）

新たな禁止行為として、「客待ち行為」を「イ又はウに掲げる行為の相手方となるべき者を待つ目的で、うろつき、たたずみ、又はたむろすることをいう。」と定義する。

オ 勧誘行為（第5号）

新たな禁止行為として、「勧誘行為」を「次に掲げる役務等に従事するよう誘引する行為」と定義する。

- (ア) 人の性的好奇心に応じて人に接する役務
- (イ) 専ら異性に対する接待をして酒類を伴う飲食をさせる役務
- (ウ) わいせつな映像の被写体となること。

カ 勧誘待ち行為（第6号）

新たな禁止行為として、「勧誘待ち行為」を「オに掲げる行為の相手方となるべき者を待つ目的で、うろつき、たたずみ、又はたむろすることをいう。」と定義する。

キ 客引き行為等（第7号）

「客引き行為等」を「イからカまでの行為をいう。」と定義する。

ク 飲食店等（第11号）

新たに、「飲食店等」を次のとおり定義する。

- (ア) 酒類を伴う飲食をさせる行為を提供する営業
(例) 居酒屋、スナック、キャバクラ、ホストクラブ等
- (イ) 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設を提供する営業
(例) カラオケ店
- (ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業
(例) ソープランド、ストリップ、ファッションヘルス、アダルトショップ等
- (エ) 店舗を設けて当該店舗において専ら異性の客に接触する役務を提供する営業（(ウ)に該当する営業を除く。）
(例) 専ら異性の客を対象としたマッサージ(類似行為を含む。)店

(2) 重点地区の指定等（第8条）

区長は、公共の場所における客引き行為等を防止するため、特に必要があると認める区域を客引き行為等防止重点地区（以下「重点地区」という。）として指定できることとする。

(3) 重点地区における禁止行為（第9条）

重点地区内の公共の場所において、次のア及びイに掲げる行為を禁止する。

ア 飲食店等の営業に関する「客引き行為」及び「客待ち行為」

イ 「勧誘行為」及び「勧誘待ち行為」

(例) キャバクラ、ファッションヘルス等の役務従事、アダルトビデオの出演等

(4) 重点地区における客引き行為等を用いた営業活動の禁止等（第10条第1項）

飲食店等営業者に対し、重点地区において客引き行為又は勧誘行為をした者等から紹介を受けて、当該客引き行為又は勧誘行為を受けた者を当該店舗又は施設

内に立ち入らせることを禁止する。

(5) 飲食店等営業者による客引き行為等をしないことを約する申出等(第10条第3項及び第4項)

飲食店等営業者は、客引き行為等をしないことを約する申出を行うことができるとともに、区長は、当該申出をした飲食店等営業者に対し、必要な支援をすることができることとする。

(6) 店舗場所提供者(建物オーナー等)の措置(第15条)

店舗場所の提供者は、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

ア 賃貸借契約(更新を含む。)等の締結に際し、相手方が当該店舗を飲食店等の用に供する場合は、客引き行為等の違反行為をしない旨を誓約させること。

イ 当該店舗において、客引き行為等の違反行為が行われた場合に当該契約を解除することができる旨を定めること。

(7) 契約の解除等(第16条)

重点地区に所在する店舗場所を他人に提供する者は、前記(6)イに定める措置を講じている場合、当該店舗に係る営業に関し客引き行為等が行われ、区長が行った公表に関する事項の通知(第14条)を受けたときは、当該契約の相手方に対し、契約の解除及び店舗場所の明渡しの申入れをするよう努めるものとする。

(8) 重点地区における違反行為に対する措置(第13条及び第17条)

重点地区における違反行為について指導に従わず、さらに、警告にも従わない場合は、その旨を公表する。

区内全域における「執ような客引き行為」等は、従来どおり、公表及び過料を適用する。

(9) 調査権の拡充(第19条)

従来、「執ような客引き行為」等の違反行為者に対する必要な調査は、警告を行おうとする場合に可能だったが、調査権の実効性を高めるため、警告の前段階である指導の段階から調査ができるようにする。

(10) 警察その他関係機関への協力要請及び情報提供(第20条及び第21条)

従来、警察等関係機関に対しては、他の法令等の規定に抵触すると認められるものについての通報に限定されていたが、相互の協力体制を強化し実効性を高めるため、協力要請や情報提供ができるようにする。

(11) 施行日等

平成28年12月1日

ただし、重点地区の指定に係る必要な手続その他の準備行為は、この条例の施

行の日前においても行うことができる。